



『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和2年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
令和2年2月10日(月)

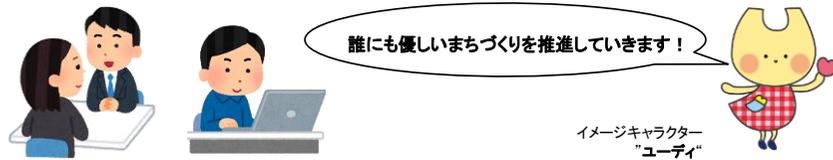
事業名	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	予算(案)の概要 113・114 ページ
予算額	令和2年度予算額 19,726 千円 (前年度予算額 14,415 千円)	(新規・拡充)
取材先	都市計画部都市計画課長 野澤 (電話 03-5273-3543)	

(仮称) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例を制定します!
～誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちに～

- ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン等に基づき、建築物や道路、公園等の都市施設に関して、質の高い都市空間の創出に取り組んでいます。
- この取組を一層進めていくためには、区、区民、施設所有者等が一体となってユニバーサルデザインまちづくりを推進していくことが必要です。

主な取組の内容

- 区・区民・施設所有者等が、相互に連携して意識啓発に取り組むとともに、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度や工事完了報告制度を創設します。
- 整備基準を分かりやすく示した施設整備マニュアルを作成します。
- 区の附属機関として、学識経験者・区民・地域団体の構成員・事業者からなる、ユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置します。



今後のスケジュール

- 令和2年2月 第1回区議会定例会へ条例案を上程
- 令和2年4月1日 条例一部施行 (意識啓発、審議会など)
- 令和2年8月 施設整備マニュアルの作成
- 令和2年10月1日 条例全部施行 (事前協議、届出、工事の完了報告など)

(仮称) 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の概要

条例の目的と定義

【目的】

区、区民、施設所有者等が協力・連携して、全ての人が円滑に利用することができるまちづくりを推進することで、年齢、性別、国籍、個人の能力等によって分け隔てられることなく共生する社会の実現を目指します。

【定義】

○ユニバーサルデザインまちづくり

都市施設に関し、全ての人が安全で、安心して、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組とします。

- 都市施設 建築物、道路、公園、公共交通施設等の施設とします。
- 施設所有者等 都市施設を所有・管理、新設・改修をしようとする者とします。
- 整備基準 ユニバーサルデザインまちづくりに関し、施設所有者等の判断の基準となるべきものとします。

ユニバーサルデザインまちづくりの施策の推進

【意識啓発等】

区、区民、施設所有者等は、相互に連携して、ユニバーサルデザインまちづくりに係る意識を啓発するとともに、総合的かつ効果的にユニバーサルデザインまちづくりを推進するよう努めるものとします。

【都市施設の整備】

○事前協議

特定都市施設のうち一定の種類、規模のものを新設又は改修しようとする場合は、整備基準への適合に関して、あらかじめ区との協議を行っていただきます。

○届出

特定都市施設を新設又は改修しようとする場合は、設計内容の整備基準への適合に関して、区に届出を提出していただきます。

○工事の完了報告

特定都市施設の新設又は改修等に係る工事が完了したときは、整備基準への適合状況に関して、速やかに区に報告していただきます。

○整備基準適合証の交付

都市施設が整備基準に適合しているときは整備基準適合証を交付します。

都市施設がより利用しやすくなるよう事前に協議する制度を導入します!



※段にある手すりの端部に点字案内を設置



※踊り場まで続く階段の手すり等を設置

